

-このまちサロン会員利用約款-

第1条（総則）

会員は、株式会社日本地域総合診療サポート（以下「当社」といいます。）が定める本会員約款（以下「本約款」といいます。）、別途当社が定める「施設利用規約」、その他の規定・規則等（以下、総称して「関連諸規則」といいます。）を遵守の上で当社が提供する会員制サロンサービス「このまちサロン」（以下「本サービス」といいます。）を利用するものとします。本サービスは、地域のミドル-シニア層による交流、コミュニティの創出、相互扶助をテーマとした、会員制交流施設として地域活性に寄与することを目的とします。

第2条（所在地）

本サービスを提供している施設（以下「当施設」といいます。）の所在地は以下の HP で公開しております。

・ <https://konomachi-salon.com/>

第3条（会員）

本サービスは会員制です。本約款の第6条に記載の手続きを行った個人は会員となり、別途定める会員のサービス内容、その利用範囲および会費を決めた施設利用規約に記載の各施設の利用プラン（以下「会員プラン」といいます。）に応じて当施設並びに施設内の設備および機器を利用することができます。

2. 会員は「会員プラン」に応じた会費の支払い義務を負います。

また、会員は会費にオプション料金を支払うことで、所定の設備・サービスもご利用いただけます。有料サービス及び料金は、施設利用規約および以下の HP からご確認いただけます。

・ <https://konomachi-salon.com/>

第4条（遵守事項）

会員は本サービスの利用にあたり、次の各号の事項を予め承諾し、遵守するものとします。

- ① 他の会員と協調性をもって行動すること。
- ② 当施設並びに施設内の設備および機器の利用につき、当サービスの定めるマニュアル等の記載を遵守すること。
- ③ 本約款、施設利用規約、関連諸規則、当施設の従業員の指示を遵守すること。

第5条（入会資格）

本サービスの入会資格を有する方は、次の各号の項目を全て満たす方とします。

- ① 個人で、本約款、施設利用規約および関連諸規則を承認、遵守する方。
なお、未成年者または単独で意思表示をなすことができない者が会員となるには、法定代理人の同意及び同意書が必要となりますので、別途事務局にお問い合わせください。
- ② 過去に本サービスの会員だった期間を有し、除名処分となっていない方（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または本サービスが別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。
- ③ その他、当施設が入会を相応しいと判断した方。

第6条（入会）

当施設への入会を希望する方は、本約款および施設利用規約に同意し、当社が用意した所定の方法により会員プランの選択と必要事項を入力した上で、入会申込みを行うものとします。

2. 入会に際して、当社で入会審査を行うこととします。

第7条（初回事務手数料）

初回ご利用時にセキュリティカード（TASUKY カード）発行料及び事務手数料が必要となります。なお、ご入会時すでにセキュリティカード（TASUKY カード）をお持ちの場合は、セキュリティカード（TASUKY カード）発行料は不要となります。

第8条（会費・諸費用）

会員プランおよび諸費用（当施設の利用に伴って生じる会費以外の費用負担項目）は別途施設利用規約の定めによるものとします。会費及び諸費用の支払いは口座振替およびクレジットカードとし、支払方法等の詳細は施設利用規約に定めるものとします。

2. 会員は施設利用規約で定められた会費及び諸費用を、当社が指定する期日に支払うことに同意するものとします。また、これらの支払にかかる消費税は会員の負担とします。なお、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸費用に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に従い、会員は差額を負担するものとします。
3. 当社は運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員プランの改廃もしくは諸費用の金額を変更することができ、当該金額が変更となる 60 日前までに当施設内又は当施設サイト (<https://konomachi-salon.com/>) へ掲示公開等により告知するものとします。
4. 会費もしくは諸費用を滞納している会員に対しては当施設のご利用をお断りするとともに、除名処分等を行うことがあります。この場合であっても会員は未払い分の諸費用の支払い義務を免れないものとします。なお、会費・諸費用の支払いの滞納が会費 2 ヶ

月分相当に達したときは、諸費用の回収を債権回収業者へ委託する場合がございます。

5. お支払いいただいた諸費用は、法令の定めによる場合または当社が認める場合を除き、できません。

第9条（会員プランの追加・変更）

会員は、プラン変更開始希望月の前月10日（休館日の場合は前営業日）までに、当施設にて所定の手続きを完了することにより、プラン変更開始希望月の初日から会員プランを追加または変更（以下「プラン変更」といいます。）することができます。

2. 特定の月が到来することにより会員プランが変更となる者が、当該会員プラン変更月の前月10日（休館日の場合は前営業日）までに当施設にて所定のプラン変更をキャンセルする手続きを完了していない場合、当社はプラン変更手続きが完了しているものとして取扱い、会員プランを自動的に変更いたします。
3. 会員は、未払いの会費または諸費用がある場合、プラン変更ができません。
4. 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、原則受け付けられません。ただし、未成年者または単独で意思表示をなすことができない者はこの限りではありません。

第10条（退会）

会員は、退会希望月の10日（休館日の場合は前営業日）までに当社所定の手続きを行い、かつ、当社が受理することにより、退会希望月の末日で退会することができます。退会月の翌月以降、サービスの提供及び会費の請求は行いません。ただし、会費以外の支払義務がある場合、退会月の翌月に請求を行うものとします。また、退会希望月の末日の24時以降に施設利用有資格者の登録を解除するものとします。

2. 退会に伴う会費及び諸費用の返還は一切行いません。
3. 会員は、未払いの諸費用がある場合、退会後も当該諸費用の支払い義務を負うものとします。
4. 当社が退会手続きを受理した日（休館日の場合は前営業日）以降から退会月の末日までは、会員プランの範囲内で当施設を利用することができます。
5. 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、原則受け付けられません。ただし、未成年者または単独で意思表示をなすことができない者はこの限りではありません。
6. 「TASUKY カード」の解約には当社が別途定める所定の手続きが必要となります。
7. 会員は、退会日までに当社に対する債務を全て弁済しなければなりません。

第11条（会員資格の譲渡・相続・貸与の禁止）

会員は、如何なる場合も、その会員資格を第三者に譲渡・貸与または担保に供する

ことはできません。また、会員が死亡した場合は、死亡と同時に会員資格を失うものとし、その会員資格の承継については、これを一切認めません。

第12条（諸手続き）

会員は、会員プランの停止を希望する場合、当社所定の手続きを完了しなければなりません。

2. 会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、直ちに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。
3. 当社又は本サービスが会員あてに郵便、もしくは電子メールで通知する場合、会員から届出のあった最新の住所、メールアドレスあてに行い、発送、表示または発信をもって効力を有するものとします。
4. 会員が連絡先の変更を怠り、確認を怠ったことにより会員に損害が発生しても、当社は損害を賠償する責任を負わないものとします。

第13条（会員の除名など）

会員が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、当社並びに当施設は、会員の資格停止処分、除名処分等の必要な処分をなすことができます。また、除名処分を受けた会員は、その後当社の運営する全ての施設に立ち入ることができないものとします。但し、当施設が別途定める基準に準じて立ち入りを認めた場合は除きます。

- ① 本約款、施設利用規約、関連諸規則に違反したとき。
- ② 本サービスの名誉、信用を毀損し、または当施設の秩序を乱したとき。
- ③ 諸会費の支払いを怠ったとき。
- ④ 当社、当施設または第三者の知的財産権その他の権利を侵害する等違法行為を行ったとき。
- ⑤ 入会に際して当社に虚偽の申告をしたとき。
- ⑥ 本人、またはその家族等が反社会的勢力またはその関係者であることが判明したとき。
- ⑦ 他の会員に対する迷惑行為、当施設の運営に支障を与えるような行為をしたとき。
- ⑧ 第20条に定める禁止事項に該当する行為を行ったとき。
- ⑨ 罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき。
- ⑩ 破産手続き開始申立、民事再生手続き開始申立民事再生手続き開始申立または手形不渡等により経済的信用を失ったとき。
- ⑪ その他、当社または当施設が会員としてふさわしくないと判断したとき。

第14条（会員資格の喪失）

会員は次の各号の事由に該当する場合に会員資格を喪失します。

- ① 退会したとき。
- ② 除名されたとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ 当施設が閉業したとき。

第15条（会員外利用者）

会員外利用者（当社が会員の同伴者として本施設の利用を認めた者）は、本約款に基づき会員が負う義務と同様の義務を負うものとし、会員外利用者の責に帰すべき事由により当社または第三者が損害を被った場合、会員外利用者はその損害の一切を賠償する責任を負うものとします。なお、会員外利用者は、別途定めた施設利用規約に従い、諸費用をお支払いいただきます。

第16条（入室禁止・退場・施設利用の制限）

当社は次の各号に該当する方に当施設への入館禁止、退場その他当施設の利用制限を命じることができます。

- ① 本約款、施設利用規約および関連諸規則を遵守しない方。
- ② 反社会的勢力に該当する方。
- ③ 当施設が、他の施設利用者に迷惑をかけると判断した方。
- ④ 当施設の従業員の指示に従わない方。
- ⑤ 過去に当施設で除名の通告を受けた、または除名処分になったことがある方（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）。
- ⑥ 第20条に定める禁止事項に該当する行為を行った方。
- ⑦ その他当社が当施設の利用を不適切と判断した方。

第17条（損害賠償）

会員は、会員本人またはそのゲストが当施設の規則または諸規定に違反したことによって、またはこれに関連して、他の会員、当社の関係者に対し損害を生ぜしめた場合、これを賠償する義務を負います。当社は、当該会員に対して、損害の賠償を要求でき、この場合、当該会員はその損害全額を直ちに賠償しなければなりません。

2. 会員は、自己の責に帰すべき事由により当社、当施設または他の会員その他の第三者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償する責任を負うものとします。

第18条（遺失物の取扱）

当施設の遺失物・放置物については、原則として当施設にて保管いたします。一定期間保管後、処分させていただきます。

第19条（禁止事項）

当施設内および施設周辺において、会員による次の各号に該当する行為を禁止します。

- ① 事前の許可無く、動物を当施設内に持ち込むこと。
 - ② 当施設の設備・器具・備品その他当施設が管理する物品の損壊や持ち出し。
 - ③ 危険物（火薬類、爆発性物質その他当社が危険と判断したもの。）を当施設内に持ち込むこと。
 - ④ 他の利用者や当施設従業員、当施設、当社を誹謗、中傷すること。
 - ⑤ 当社の許可なく当施設において物品の売買、営業行為や勧誘をすること。
 - ⑥ 営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や政治活動、署名活動をすること（本サービスの目的に則った活動は除く）。
 - ⑦ 他の利用者や従業員に対する暴力行為、脅迫行為等。
 - ⑧ 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
 - ⑨ 他の利用者や当施設従業員に対する待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカ行行為。
 - ⑩ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で当施設の従事者を拘束する等、当施設の従業員の業務を妨げる行為。
 - ⑪ 他の利用者による当施設の利用を妨げる行為。
 - ⑫ 当施設の秩序を乱す行為。
 - ⑬ 他の利用者または当社の秘密情報（当施設外において公開されていない情報をいうものとします）を無断で利用し、または第三者に開示、漏洩する行為。
 - ⑭ その他当社が不適切と判断する行為。
2. 事前に予定されている休館は、原則として1週間前までに告知します。但し、前項に定める事由による休館その他緊急の必要がある場合については、当施設は事前告知を要しないものとします。
 3. 当施設は、休館により会員が当施設をご利用できない場合であっても、会費のご返金をいたしません。

第20条（施設の閉鎖および運営の廃止）

次の各号に該当する事由により、当社は当施設の全部または一部の閉鎖および運営の廃止をすることがあります。

- ① 気象、災害等により当施設を閉鎖し、再開が困難と判断したとき。
- ② 経営上、運営の継続が困難と判断したとき。

第21条（個人情報保護）

当社は、会員の個人情報を別途当施設サイト（<https://konomachi-salon.com/>）に掲示する「個人情報の取り扱いについて」および「個人情報保護方針」に基づき、適切に取

り扱うものとしします。

2. 当社は、事前に会員の合意を得た上で、当該会員情報を、当社が定める方法により、他の会員に開示することがあります。

第22条（免責事項）

当社は、当施設並びに施設内の設備および機器の利用に起因する事故や怪我、施設内での盗難、情報の窃取等により会員に生じた損害につき、当社に故意または重過失がある場合に限り通常損害の範囲で賠償義務を負うものとしします。

第23条（規約の改定）

本サービスは、一定の周知期間を設けることにより、本約款、施設利用規約、関連諸規則を変更できるものとし、会員はこれを承諾するものとしします。この期間中、当施設内及び別途当施設サイト (<https://konomachi-salon.com/>) に変更事項を提示公開するものとしします。

2. 前項の変更は、周知期間の経過により有効となるものとしします。

第24条（当施設事務局の連絡先）

事務局：株式会社日本地域総合診療サポート

住所：〒108-0014

東京都港区芝4丁目5番11号 芝プラザビル3階

メールアドレス：info@konomachi-salon.com

電話番号：03-6453-8345

第25条（施設利用料金）

当施設を利用するにあたっての会費および各種費用はHPに別途定める通りです。
(<https://konomachi-salon.com/>)

第26条（管轄裁判所）

会員と当施設の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

第27条（準拠法）

本約款に関する準拠法は日本法としします。

附則

2022年7月1日 制定・施行

以上